

2010年10月25日

鹿児島県知事
伊藤祐一郎殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英
日本共産党県議団
代表 まつざき真琴
日本共産党地方議員団

県政への要望書

長引く不況、地域経済の低迷や雇用環境の悪化の中で、県民の暮らしはますます厳しくなっています。多くの国民が望んだ政権交代でありましたが、新政権は国民の期待に応えられず、政治は矛盾と混迷の最中にあります。

この間、地方交付税の削減や国から地方への負担転嫁がなされる中で、県財政も大変厳しい状況が続き、県民の暮らしや福祉の予算が切り縮められてきました。

このような情勢の下で、県民の暮らしを守り、地域を活性化していくためには、大企業へのサービスや大型開発をはじめとする無駄遣いに徹底したメスを入れ、「住民の福祉の増進をはかる」という地方自治体の本来の役割をしっかりと果たしていくことがますます重要になっています。

以下、県下各地から寄せられました下記の要望項目について、ぜひとも積極的に応えていただきますようお願い致します。

【要望項目】

【教育委員会】

- ① 30人学級を3年生以上（中学校も含む）に広げていただきたい。
- ② 期限付教員が増加している。少子化が進んでも、少人数学級の実現し学級数が増えれば、定数も増えることになる。正規の教諭を増員していただきたい。
- ③ 「義務教育は無償」となっているが、実際には、副読本や教材費、用紙代などが保護者負担となっている。教育予算を増やし、保護者負担を減らしていただきたい。
- ④ 就学援助が交付税で措置されることになり、対象が制限されたり、給付が薄くなったり、市町村の負担が増えている。修学旅行、給食費、入学一時金など、生活保護者を含め必要額の実態にあわせて、全額補助をすべきである。実態を調査し、制度の後退とならないよう、国に要請していただきたい。
- ⑤ 教員免許更新制、教員評価制度を中止するよう国に要求していただきたい。また、給与報酬に反映する仕組みはもちこまないでいただきたい。

- ⑥地球温暖化の中、連日むし風呂状態の小中学校の普通教室へのクーラー設置が進むよう国に要請していただきたい。
- ⑦全国共通学力テスト参加は中止し、その結果について、県として公表をしないでいただきたい。自治体においても公表させないでいただきたい。
- ⑧県立出水養護学校（特別支援学校）の学校給食の調理委託業務は偽装請負の疑いが強い。調査した上で、直営に戻していただきたい。
- ⑨教職員の勤務実態調査を実施して、適正な、勤務状態になるよう、対策を講じていただきたい。

【土木部関係】

（県営住宅）

- ①県営住宅の増設をすすめていただきたい。
- ②税金滞納者に対しての県営住宅入居制限を止めていただきたい。
- ③県営住宅の減免制度について、家賃の滞納者は、一律に対象外となっている。家賃滞納者の実情について、把握に努め、一律に減免制度の対象から除外をしないでいただきたい。
- ④住宅退去時の費用負担については、とりわけ本人の自己責任以外については請求しないでいただきたい。特に母子家庭、低所得者に対しては配慮していただきたい。

【総務部関係】

（学童保育）

- ①学童保育に学校の空き教室が利用されているが、様々な問題が生じている。空き教室の利用は、経費が安く済むという利点があるが、学童保育が、本来は家庭に代わる役割を果たすことを考えると、それにふさわしいものにするための改修が必要となる。しかしながら、現状は、教室をそのまま使っている場合がほとんどで、子どもの具合が悪くなくても、別室で休むことができない。教室は、基本的に机の前で座って授業を受けるところで、広さもじっと座っていることを前提とした基準になっている。宿題をしたり、遊んだりする空間としては、子どもの人数によってはとても狭い空間となっている。最低2教室は確保することや現状の改善のために、必要な教室改修を進めていただきたい。
- ②指導員について、その多くが、低い時給で手当等もなく、子育ての延長線上の指導がなされている現状にある。子どもたちの豊かな放課後を保障するためには、教育や保育の専門家の存在が必要であり、そのためにも雇用条件の改善がはかれるよう、県として対策を講じていただきたい。

（その他）

- ①福祉施設や医療施設において、選挙時の選管や職員の立会いを事務所などの申し出でのよるものとされ、義務付けられていないために不正を生みやすい要因になっていると考えられる。法的な整備を図るよう国に要請するとともに、それを待つことなく、県選挙管理委員会の責任において、早急に改善していただきたい。

【環境林務部関係】

(水俣病)

- ①水俣病被害者救済特別措置法には、根拠のない「年齢と地域」による線引きが盛り込まれている。対象地域外の被害者に対象地域との関係の証明を求めたり、年齢による対象外の被害者には、「へその緒」の提出を求めている。これらの線引きを中止して、被害の実態に合わせてすべての被害者を救済対象に加えること。
 - ②未だに、水俣病に対する差別と偏見があり、被害者の中には手を挙げたくてもあげられない人がいる。また、水俣病の症状がありながら、水俣病の認識がなく、救済を受けられない被害者がいる。このような被害者も含めて、すべての水俣病被害者を救済するために、不知火海沿岸住民の健康調査を実施していただきたい。
 - ③国保税に対する特別調整交付金の対象に阿久根市を加えること。
 - ④医療と介護は連動しているので、「介護保険特別会計」にも、特別調整交付金を支給すること
 - ⑤「水俣病被害者手帳」や「治研手帳」の保持者は、医療費の助成によって、安心して医療が受けられる。被害者の中には、その病気ゆえに介護が必要になっている人が多数存在しているが、介護保険の利用料の負担が重く、必要な介護を受けられない現状にある。介護保険の利用料についても公費負担をしていただきたい。
- ※①～⑤までは、国に対しても要求すること。
- ⑥水俣病被害者への補償金を所得として課税の対象にしないこと。
 - ⑦「特措法」の申請が、当時の被害の実態からして思うように広がっていない。遠方には情報が伝わっていない。すでに終了した（保健手帳が7月までで終了したことから）、申請をためらっているなど、さまざまな理由が考えられる。水俣市や津奈木町が独自に取り組まれた地域毎の説明会。広報への掲載などするよう県からも国保自治体に働きかけ、繰り返し周知徹底を図る取り組みを求めたい。自治体の取り組みを促すと同時に県も③の取り組みに対する援助をすること。
 - ⑧出水総合医療センターには、現在、神経内科の専門医が不在となっている。水俣病患者の治療のためにも欠かせない神経内科の専門医を国の責任で配置するよう要求していただきたい。
 - ⑨被害者全員の救済が終わるまで、チッソの分社化を認めないよう国に強く要求すること。

【保健福祉部関係】

- ①乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療助成事業、重度心身障害者医療費助成事業について、現物給付を実施していただきたい。

(C型肝炎)

- ①インターフェロン治療への助成が改善されたが、生活保障がないと治療に踏み出せない患者が多い。生活と就労への不安解消の対策をとっていただきたい。また国に対しても対策を要求していただきたい。

- ②H22年度から、一定の条件の下に身体者障害者福祉法に肝機能障害が位置づけられ、肝機能障害の一部については、障害認定の対象となっているが、基準が厳しく適用がむずかしいと聞いている。障害認定の状況について、実績等を示していただきたい。
- ③出水市の県境一帯は、C型肝炎の集団発生地域となっている。実態を調査し、2次感染防止対策を急いでいただきたい。

(国保税)

- ①誰でも払える国保税にするために、国保会計に対する国庫負担金を元に戻し、国の補助金、交付金などの増額を国に要求していただきたい。また、県の独自の財政的な支援をしていただきたい。
- ②一般会計からの繰り入れや国保税収納率に対して、ペナルティーを科することを止めていただきたい。
- ③応益負担の割合を下げる。住民税非課税世帯には免除も含めて負担軽減を国にも要求していただきたい。
- ④国保税を含めた税金滞納者に対して、自治体によっては、市営住宅への入居申請や制度融資の貸付、奨学資金の貸し付け、子宝祝い金などにおいて、対象から外されるなど、様々なペナルティーが科せられている。これらは実態調査の上、中止するよう自治体に働きかけること。
- ⑤国保法44条に基づく医療費窓口負担の軽減制度の条件緩和をすすめていただきたい。同意書まで取る生活保護並みの資産調査をやめて、税金滞納者を含めた低所得者への適用を広げていただきたい。
- ⑥医療費窓口負担、国が示している70～74歳までの2割負担への引き上げは絶対しないよう国に要求していただきたい。
- ⑦悪質とは認められない国保税や後期高齢者医療保険料、滞納者には正規の保険証を発行していただきたい。

(生活保護行政)

- ①ケースワーカーを増員していただきたい。
- ②生活保護費について、せめて消費税5%分は引き上げをしていただきたい。国にも要求していただきたい。
- ③住宅扶助を実態に合ったものに引き上げていただきたい。国にも要求していただきたい。
- ④保護決定まで14日という法的期限を厳守していただきたい。
- ⑤夏期加算の実施を国に強く要求していただきたい。
- ⑥老齢加算の復活を国に強く要求していただきたい。
- ⑦生活保護受給者のクーラー購入に生活福祉資金の借り入れを認めるよう国に要求していただきたい。
- ⑧洗濯機、テレビ、火災報知機の設置などの購入に対する一時支給を認めていただきたい。
- ⑨車の使用保有要件を緩和していただきたい。

⑩水俣病被害者に支給される補償金は収入認定しないでいただきたい。

⑪法と人権尊重の窓口行政がなされるよう指導していただきたい。

⑫次の事例についての県の見解を示していただきたい。

事例1) 古い住宅に住んでいる障害者が何回かにわたって保護申請民生委員にも相談。家、土地の売却を指導されやむなく自宅を処分(250万円ほどだった)そのお金が一時所得とみなされ、今年度多額の国保税などを迫られ、医療費の借金など支払ったら手元にほとんど残らない状況。

事例2) 生活保護を申請した無年金の高齢女性の持ち金を1円まで並べて調査された。(出水市)

事例3) 家賃が高い(4万5000円)から転居するよう指導された。

事例4) 将来娘が帰ってくる予定の家に住んでいて申請したところを出て市営住宅などに入居して申請するよう指導された。(その家が立派すぎるから)

(生活福祉資金、母子寡婦福祉資金について)

①生活福祉資金等の貸付を受けたいと思っても、実際には様々な理由で貸付が受けられない状況にある。どのような理由で、申請自体ができないのか、実態を調査し、必要な人が貸付を受けられる制度へ改善をしていただきたい。

(介護保険)

①保険料の減免、低(無)年金者は免除を。国の制度として要求すると同時に、自治体の減免制度にペナルティーを科さないこと。また、滞納者に対してサービス利用の制限をしないこと。

②利用料の減免拡充が進むよう、国や自治体に対策を要求していただきたい。

③介護認定制度を中止し、必要なサービスをいつでも誰でも受けられる制度に改善が図られるよう国に働きかけていただきたい。

④在宅介護者の実態調査を実施し、「老老介護」や「認認介護」の状況、また仕事を辞めて介護している家族の状況を踏まえて、“共倒れ”“介護殺人”等にならないよう県として対策を講じていただきたい。また、国に対しても対策を要求していただきたい。

⑤同居家族がいると、家事援助のヘルパー派遣をしないとか、通院、院内、散歩、買い物介助など、必要な介護をサービスの対象からはずしたりしないこと。また、「ローカルルール」の実態調査を実施して、要介護の実情に合ったサービスが受けられるよう改善を図っていただきたい。国に対してもサービス内容の改善を要求していただきたい。

⑥介護従事者の処遇の大幅な改善を国に対しても要求していただきたい。

⑦グループホームの夜間一人体制が早急に改善されるよう、職員配置の基準や介護報酬の見直しなど国に対して要求していただきたい。

⑧待機者が多数存在する特別養護老人ホームの増設を急いでいただきたい。その際、ユニット型のみでなくて、従来型のものも補助対象にしていただきたい。

(後期高齢者医療制度)

- ①ただちに廃止して、とりあえずもとの老人保健制度にもどすことを国に働きかけていただきたい。

(障害者自立支援法)

- ①問題のある現行制度は廃止して、真に障害者の自立を促す制度に改善するよう国に働きかけていただきたい。

【出水市】

- ①米ノ津川激特事業が1年延長されるが、それ以上延長にならないように、「広瀬川漁協(宮田組合長)の暴言等に屈することなくしっかりと対応していただきたい。同時に、延長に関しては、漁協に対して漁業補償金の支払いはしないでいただきたい。(これ以上の税金使用は不要)
- ②子宮頸ガン予防ワクチンの県補助を実施していただきたい。

【枕崎市】

- ①県道34号線、主要地方道路枕崎知覧線の拡張工事について
- ・駒水から下山までの、歩道つき道路拡張工事が完了して、ここまでは子どもたちも安心して通学できるようになりました。その後、中原三文路までの工事の進捗状況をおたずねします。
 - ・市内方向からは、木原地区まで工事が完了しています。昨年も要望致しましたが、人の集まる瀬戸公園付近から工事を進めてください。ここはグラウンドがあり、春には桜が咲き大変賑わう場所ではありますが、カーブになっているため歩行者は危険を感じています。工事の進捗状況をおたずねします。
- ②別府白沢北町、畑かん道路の排水路のフタを取り付けを
- ・別府白沢北町の畑かん道路に、新しく整備された排水路は深さもあります。危険防止のポールは立ててありますが、8月中旬に60代の女性の方が足を滑らせ転落するという事故がありました。幸いポールにつかまり大事には至りませんでした。2週間ほど痛みがあったようです。市の方からも要望が出ているかと思いますが、土手の草払いなど、安心して農作業ができるよう早急にフタを取り付けていただきたい。
- ③共通項目にあるために削除
- ③「特定不妊治療費助成制度」の助成額を拡大してください。
- 不妊は女性だけの問題にされがちですが、要因としては男女半々だといわれています。欧米や日本での不妊率が増えている背景には、環境ホルモンや公害、ストレス、食生活や働き方など環境、社会の変化、結婚や妊娠、出産年齢の上昇が指摘されているなど、個人責任だけで解決できる問題ではなくなっています。

少子化傾向にある昨今、不妊治療を社会全体で支える制度にすべきと考えます。

現在の助成金は、「体外受精や顕微授精に、1回15万円までを、年2回まで5年間で150万円」。実際には1回に30～50万円かかるといわれています。実情に即して、年数や回数制限をなくして、150万円を自由に使えるようにしてほしいことと、「体外受精や顕微授精」までの各種検査へも助成すべきです。そして助成額を増やしてください。

【湧水町】

①湧水町恒次地区の産業廃棄物管理型最終処分場建設について、設置、建設許可申請を認めないでいただきたい。

【南さつま市】

①新川港波よけ堤防のつなぎめ部分損壊箇所を補修補強していただきたい。

②唐仁塚川の基点部近接堤防の雑草を除去していただきたい。

③吹上浜海浜公園線と鹿児島加世田線との接点部分に、歩行者・右折車安全のための信号機を設置していただきたい。

④国道226号線坊津・泊地区の整備について

・県道泊・久木野線と国道との三差路が国道を通行するとき危険である、安全標識の設置や横断歩道の設置をしていただきたい。

・泊地区の泊公民館前の交差点に信号機の設置と子どもたちが安全に通行できるように横断歩道の設置をしていただきたい。

・泊地区の宇都集落バス停前に横断歩道を設置していただきたい。バスに乗るために国道を横断しないと大変危険である。

⑤今年台風が来なくてよかったです。海が荒れて高波が打ち寄せるとき堤防が低く、近くの住民は危険で安心しておれない、久志川河口の堤防補強と堤防のかさ上げをしていただきたい。

⑥県道久志上津貫線と秋目上津貫線の坊津区間は、道幅が狭くて危険です。これまでも整備の要望はしてきていますが、いろいろな事情でいまだに整備がされていません。安心して通行できるように側溝にフタをしていただければ通行しやすくなると思います。側溝にフタの設置をお願い致します。

⑦県道泊久木野線野平原集落から高太郎公園までの区間、歩道を子どもたちが学校に通学したり、健康維持のために歩道を歩いていますが草が生い茂り通りにくくなっています。草払いをお願いします。

⑧笠沙・野間池の市道野間岬線は、現在整備をしていますが、台風や季節風で海が荒れた時など、民家や道路に波が押し寄せ危険である。道路の海側に波除けの防護堤を設置していただきたい。

【西之表市】

①西之表港の待合所が今年改築され、感謝していますが、この待合所に3件の売店が入っています。この中で、一軒は一般商店、後の二店舗は「西之表市身体障害者協会」と「県母

子寡婦福祉連合会西之表支部」の売店です。今回の店舗は、以前の古い売店よりきれいになっていることありますが、大変使用料が高く、年間56万円となっています。建設費用を60年で返還するとこのような家賃になると説明されていますが、この団体は、福祉団体であり、活動資金をこの売店で確保している実情があります。ところが、家賃が値上がりしたうえに、このごろの不景気で、売り上げが低下しており、経営が大変です。ぜひ、家賃の軽減をしてください。

【南九州市】

- ① 県道霜出・南別府線の南別府地内、木場養鶏場付近の樹木が路上に生い茂っているため積み荷を満載している大型トラックの多くは、生い茂った樹木の枝との接触を避けるため、市道菊永・門之浦線の南九州市南部出張所で左折して中渡瀬集落を通過して国道226号線へ向かいます。高齢化の進んでいる中渡瀬集落の住人は、頻繁な大型車の交通量に危険を感じています。積み荷満載の大型車の走行を妨げている樹木の枝を除去して、県道としての整備を急いでください。
- ② 主要地方道枕崎・知覧線と県道霜出南別府線の塗木地内の三差路は、枕崎方向から知覧市街地へ左折する際停止線からは右側（南別府）から走行してくる車輛の確認が難しい角度となっている。したがって交通安全のため、三差路中央帯の遊休地を活用しT字路に改良して下さい。
- ③ 主要地方道加世田・川辺線と永田高倉線の永田西交差点は、通勤通学路として危険をとまなっている。安全安心のため早期に信号機を設置してください。
- ④ 主要地方道顛娃・川辺線川辺町両添向江町地内の道路は学童の通学路です。ところが同地内を走行する対向車離合の際は道路幅員いっぱいとなり危険である。学童や歩行者を交通事故から守るため早期に歩道を設置して下さい。
- ⑤ 県道松元川辺線は、有効幅員が約320Cmしかなく、対向車との離合のため、約80Mも後退した車輛もあります。安心して走行できるように拡幅の改良、または離合帯を適切な場所に設置してください。また、川辺地内のいたるところで、路面はデコボコがあり走りにくくなっています。計画的に路面を舗装してください。
- ⑥ 生活保護行政について

南九州市福祉事務所生活支援係は生活保護行政のなかで、病院に通院するための交通費を濫給防止の一環と判断し給付要否書を渡さない事例があります。

厚労省は、平成20年3月に開かれた「社会・援護局関係主管課長会議」で濫給防止の「通院移送費などの適正化対策」を打ち出し同年4月には「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正についてという社会・援護局長通知で通院移送費を厳しく制限しました。しかし、このことは最低生活費の削減にもつながると批判が広がる中、平成20年6月厚労省は通院するための交通費〔移送費〕削減を狙う局長通知を撤回している。また厚労省関連の「生活と福祉」平成21年5月号は、平成20年6月にあらためて通知を発出し「移送に必要な最低限の額というこれまでの基準を変更するものでなく、もとより必要な医療を受けられなくなるようなことがあってはならず、必要な交通費は支給され

るべきである。ということを確認にし、さまざまな機会を通して周知徹底を図ってきたところである」と表明している。

県は、厚労省の通達などを正しくとらえ、南九州市の生活保護行政の在り方を指導してください。

⑦ 学校給食における地場産の食材使用について

南九州市の学校給食は、現在颯娃、知覧、川辺学校給食センターでそれぞれ1200食を提供しています。これまで川辺学校給食センターの給食の内容充実には、学校栄養士、調理士、食材納入業者などの努力で、地産地消率40%目標が実施され、米飯は週3日地場産米を使用しています。一方、知覧や颯娃学校給食センターの米飯提供の6分の5以上について県学校給食会を通じての米飯給食です。

学校給食法が2008年全面改定され、「食育」が健康問題、食への安心・安全ニーズから強調され、また学校給食を生きた教材として食材の生産者や調理員との関係づくり、地域の文化、生活、社会を学ぶ教材としてさらに充実、発展させることが求められています。平成23年9月稼働予定の南九州市学校給食センターの3町統合化計画がすすむなかで、生産者や給食関係者の間で、食材の地元産使用を広げたいとの要望は強いものがあります。

県教委ならびに県学校給食会は、総合的な「食育」や「地産地消」の視点から、食材とりわけ地元産米の使用の申し出があれば、認めるお考えがありますか。

⑧ 平和問題について

薩摩半島上空でアメリカ軍の低空飛行が続いており住民は不安な思いをしています。

南九州市川辺町で2月17日19時07分、4月29日20時55分、6月3日19時30分、9月28日19時36分、10月5日21時05分、10月12日は18時10分、18時30分、20時57分の計8回確認しています。

県は低空飛行の実態・影響調査とともに、飛行中止を求めてください。

【奄美市】

①国道58号線道路改築事業（おがみ山バイパス事業）を凍結すること。

②久里川通常砂防事業（久里ダム）を凍結すること。

③末広・港土地区画整理事業を凍結すること。

④名瀬港本港地区の貨物埠頭用地の財団法人奄美市開発公社への土地売却は一時凍結すること。

⑤県立大島病院に「院内助産院」を設置すること。「助産師外来」を開設すること。

産科医の不足は全国的な問題となっていますが、奄美群島では、安心安全なお産がしたいと願う、妊産婦にとっては、深刻な問題といえます。個人開業の助産院の激減や産婦人科医の不足の現状を鑑み、近年、院内助産院の設置が進められるようになっていきます。院内助産院の利点は、(1)すべての妊産婦に寄り添う家庭的な雰囲気での出産環境の提供が

できること。(2)産科医の負担軽減につながることで、などが挙げられます。奄美群島の中核病院として、奄美群島民のいのちと健康を守るべく県立大島病院に「院内助産院」の設置と「助産師外来」の開設をしていただくよう申し入れます。

【与論町】

①鹿兒島地方法務局出張所の存続について

(要旨)

現在、法務省においては、政府の「国の行政組織等の減量、効率などに関する基本計画」等の数次の閣議決定に基づき、法務局及び法務局の支局・出張所については、民事行政審議会から答申された登記所適正配置基準に則って、年次的に整理統合を進めています。

平成21年3月には喜界島の出張所が奄美支局へ統合され、さらに、徳之島、沖永良部島、与論島の各出張所も奄美支局へ統合する計画が進められています。

他の島々と違って、外海離島で県下最南端の与論島の場合は、各般にわたる行政事務の手続き等が沖永良部、徳之島、奄美大島と広域にまたがっているために、住民の利便性や経済的な負担の面で様々な課題を抱えています。

この上に、海を隔てた法務局出張所の統合が進むと住民の利便性は一層低下するとともに、経済的な負担も増大することは避けられません。

よって、現在の登記行政サービスの水準を維持し、地域住民の利便性を確保するため、法務局出張所の存続を強く国に要請していただきたい。

あわせて、登記所適正配置基準の設定やその適用に当たっては、各地区・離島の条件不利な実情に十分配慮されること強く要望します。

②離島地域出産支援事業における交通費支援を航空運賃にも拡充することについて

地方をはじめ日本経済の停滞や地域衰退の要因の一つに人口減少が挙げられていることは、いろいろな社会問題研究者からも論じられています。地域発展の要である安定した出産を確保するにはやはり女性の温かい愛と心遣いに包まれた出産と子育ての環境が何よりも重要なことではないかと考えます。

子どもを産んで育てたい、もっと産みたいと考える女性や母への社会支援の現状を見廻した場合まだまだの観は否めません。経済的、精神的両面から出産と子育てへの社会的支援と理解をさらに増高するための施策をご検討いただきたい。

さて、現在、離島地域出産支援事業においては宿泊費及び交通費の一定額を支援されていますが、交通費においては船運賃のみが対象で航空運賃は適用されていません。現在、島外出産には航空機の利用も相当数あることから航空運賃への補助支援を拡充していただきたい。

【徳之島町】

①米軍の訓練基地移設問題について、県として断固受け入れ拒否の姿勢を貫いてほしい。

②奄美について日本復帰時に交わされたという「密約」について有無を確認し、破棄させてほしい。

- ③奄美の学校教育に、奄美の史実を入れてほしい。(奄美には、封建制度はなく、身分制度の「士農工商」のうち「農」だけしか存在しなかった。テレビ等で見るとような武家社会の姿はなかった。サトウキビ作りと収奪の中で母間騒動や犬田布騒動などがあった。その史実を奄美のほとんどの人たちが知らない。学校でほとんど教えられていないため。)

【霧島市】

- ①霧島永水地区に建設計画が進む大規模養豚場について
- ・大規模養豚場予定地が、昨年12月に、南九州畜産興業に所有権移転の仮登記がおこなわれている。国土利用計画法の届出義務が行われていないが、厳正に対応すべきだがどうか。
 - ・同土地は、ゴルフ場建設以外の「目的外使用の禁止」を旧霧島町とかわした協定書に明記している。「悪質でなく告発しない」との県の方針(9月30日南日本新聞)について、明確な説明を求める。
 - ・錦江湾内の6漁協が湾奥の水質の悪化を心配し、「建設反対」の声をあげている。錦江湾ブルー計画と、大規模養豚場建設の整合性について、見解を示されたい。
- ②牧園地区における地熱発電計画について
- ・霧島市にとって温泉は重要な観光資源である。この温泉の「枯渇」につながりかねない地中からの熱源の採取は、ホテル、旅館業者の営業だけでなく、鹿児島県の観光にも多大な被害の懸念がある。県としては、これ以上の地熱発電所の建設を認めるべきではないと思うがどうか。
- ③天降川、手籠川、郡田川の災害対策について
- ・天降川は新川橋から湯田橋までの寄州の伐採作業が行われている。本年、泉帯橋下流、日当山橋周辺など土石搬出が行われた。まだ、多くの寄州の除去が残されている。災害対策のために早急な土砂搬出を求めるがどうか。
 - ・手籠川、郡田川の堆積土砂の除去は、どのように進められているか。
 - ・手籠川では、排水口からの逆流で田んぼに土砂が流れ込む被害が出ている。逆流防止策はどのように検討されているか。
- ④産業廃棄物投棄問題について
- ・(株)エコバイオの焼酎廃液の不法投棄について、どのような行政指導を行ったのか。投棄された廃液の回収など求めるべきだがどうか。
- ⑤土地開発公社の土地売却問題について
- ・霧島市土地開発公社が薄価の1/4で民間業者と個人に売却した土地に関して、市民から「監査請求」が提出された経過がある。この問題について、公有地の拡大の推進に関する法律第19条2項による「監督権」の行使を求めるがどうか。
- ⑥県道都城隼人線の大規模崩落の原因は、手籠川の氾濫が原因の一つと考えられるが、改修をどのように考えているのか。
- ⑦県道60号線(旧霧島町一通称ハシタ)約1000mは歩道がなく、危険である。同地域は、通学路であり早急な対応が求められるが拡幅できないのか。

⑧県道志柄宮ヶ原線の一部100mの拡幅が必要と考えるが、改修をどのように考えているのか。

【屋久島町】

①「中山間地域総合整備事業」について

この事業の効果について、農家の生産意欲の高まりなどがあり、高く評価しているが、なお次の点で強い要望がある。

- ・事業のテンポを上げて、被害を抑えてほしい。
- ・以前導入したところで、老朽化で防護柵が機能しなくなっている箇所や地域がでてきている。その対策を検討してほしい。(永田地区)
- ・完成したところでも、まだ猿や鹿が来る不備なところがある。その対策を講じてほしい。(楠川、志戸子地区)
- ・甘藷が水ぐされする農地(楠川集落)について、対策を講じてほしい。

②県道整備(除草)をされていると思うが、観光シーズンに入っても道路脇の除草が終わっていない状況が見られる。地域住民や失業者などに委託するなどして、一挙に除草してほしい。

【鹿児島市】

①県道鹿児島吉田線は、鹿児島市への北の入口の幹線道路でありながら、一部分が片側1車線になっており、一日中激しく渋滞している現状である。現在、養護学校入り口交差点に右折車線が設置され、さらに、帯迫交差は右折車線設置のための工事が行われており、早期の完成が待たれるところである。これらの右折車線設置によって、現状から一定は渋滞解消が図れるかもしれないが、1日相当数のバスも運行しており、道路幅の現状を見たときに、現状の恒常的な渋滞が解消されるとは思えない。大明丘入口交差点から帯迫中央交差点付近までについては区画整理事業との関係で、先送りになっているが、早急に片側2車線への拡幅について検討していただきたい。

②県営原良団地について、現地での建て替え事業の大幅な変更が検討されている。住民の原良団地に住み続けたいという意志は明確である。希望する全員が、住み続けられるよう、当初の計画通りに、現地での建て替え事業を継続していただきたい。また、県営原良団地について、現地での建て替えと、ガーデンヒルズ松陽台での建て替えとコストについて、数字を示していただきたい。

【薩摩川内市】

1、河川管理道路について

①薩摩川内市宮内町2081-3 银杏の木川、市の消防具保管倉庫前は、幼児が川に落ちて溺れる事故があったが、ガードレールなどの転落防止対策がない。以前に要望したときには「河川管理道路なので管理のじゃまになるような構造物を作れない」などの回答であったが、移動式にするなどの工夫はできるのではないかと考えるがいかがか。

②永利町 1761-3 平佐川の下流にむかって左側に管理道路がある。そこは通勤車の近道の道路として市民が利用しているが、維持補修などがされていないので道路にくぼみができるなどの痛みが激しいので、近所の住民が自費でくぼみをセメントで補修している。管理道路だから県は放置しているが、現に住民や通勤車などが利用している公道である。維持修繕ができるようなしくみをつくっていただきたい。

2、河川のしゅんせつ工事について

①樋脇町市比野城後川、市比野温泉記念病院前から湯の滝公園の区間のしゅんせつ工事をしたい。大雨が降ったら城後川があふれるのではないかと心配している。

3、県道の危険カ所について

①空港バイパスの樋脇町市比野グリーンヒルホテル前から入来に向かって電動カーで歩行する人が増えている。歩道が無いので大変危険。歩道を整備していただきたい。

②旧川内から旧樋脇町をむすぶ川内祁答院線の拡幅整備工事の計画があると聞いた。道路は狭く、カーブが多いので対向車との衝突事故の危険性があるので一刻も早く工事をしていただきたい。計画の日程についてなど説明していただきたい。

4、川内警察署の相談者への対応について

昨年も要望したが、ヤミ金被害を訴えて川内警察署に被害者と同伴で出かけた際、通された部屋は窓に格子がある取調べ室だった。相談室が使用中だったためやむを得ず取り調べ室を使ったという説明であったが、このようなことは絶対にあってはならないと考える。その後、同様の事例は生じていないのか。相談室が足らない実態があれば、早急に整備すべきと考えるがいかがか。

5、公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場建設計画について

県が薩摩川内市川永野町で計画する産業廃棄物管理型最終処分場の設計・建設工事入札で、予定地を所有する企業のグループ会社である植村組(鹿児島市)を含む4社の共同企業体(JV)が74億円で落札した。2013年5月末までに処分場を稼働させる方針も明らかにした。

処分場の整備地は、植村グループ企業の所有しているものであり、工事も植村組がおこなうとなると「植村組救済のために住民を犠牲にした」という疑いはますますふくれあがる一方だ。

公社の新川龍郎専務理事は「公正な審査を経ており、問題ない」と述べたと報道されたが、総合評価一般競争入札での入札者が提出した技術資料などすべての資料を一般公開することができないか。

6、川内原発の定期検査間隔の延長について

経済産業省原子力安全・保安院は、電力業界などが強く要望している原発の運転長期化について、定期検査終了から次の検査開始までの期間を、現行の13カ月から最長24カ月まで延長できるよう省令の改正を行い、いよいよその運用が始まろうとしている。東北電力東通原発が16ヶ月に期間延長をおこなうと方針を決めた。この定期検査の間隔延長は、安全を犠牲にして稼働率のひきあげを行おうというものであって、原発の安全運転のためにも、このような方針を県は認めるべきではない。県の見解を聞かせていただきたい。